

令和元年 8 月

お客さま各位

東濃信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

平素は東濃信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年 1 1 月から各種預金規定を改定いたします。

本件に伴い、新規取引開始時にお取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。すでにお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況などに応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報などを、窓口や郵便などにより再度確認させていただく場合がございます。

また、確認にあたっては、各種確認書類などのご提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫が求める確認や書類のご提出について、適切にご対応いただけない場合や、当金庫が不審と判断した場合には、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合がございます。

改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

今後とも東濃信用金庫をご愛顧いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 対象となる預金規定等

| | |
|------------------------|------------------------|
| 普通預金規定（無利息型普通預金を含む） | 総合口座取引規定 |
| 貯蓄預金規定 | 納税準備預金規定 |
| 当座勘定規定 | 外貨普通預金規定 |
| とうしんキャッシュカード規定 | とうしん法人 WEB-FB サービス利用規定 |
| とうしん WEB バンキングサービス利用規定 | とうしん外為 WEB サービス利用規定 |

2. 主な改定内容 【令和元年11月1日（金）から改定】

(例) 普通預金規定

以下の条項を新設・追加いたします。対象となる預金規定等も、同様の改定を行います。

1 1. (取引の制限等) … 【新設】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、振込、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、振込、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 2. 解約等 … 【一部追加・変更（下線部分）】

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店または当金庫の本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項^(注)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(注) 第10条第1項 抜粋

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡、または質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

以 上